

# 中小企業高度化資金貸付債権に係る管理回収業務における 企画提案指示書

## 1 目的

中小企業高度化資金貸付債権のうち延滞債権について、債権回収会社に管理回収業務を委託し、その専門知識及びノウハウ等を活用して、債権管理・回収の効率化、回収額の増大及び不納欠損処理を進めるための債務者への調査を行うことを目的とする。

## 2 業務内容

中小企業高度化資金貸付金に係る未収金の管理回収業務を委託することとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 委託する債権 中小企業高度化資金貸付金の延滞債権
- (2) 委託する業務

項 目	内 容
調査業務	ア 債務者の経営・財務内容の調査
	イ 債務者等の生活状況、資産状況、相続関係等の調査
回収業務	ウ 債務者等に対する回収交渉（訪問を基本とする。）
	エ 担保権実行等に係る事務手続き
	オ 資産の任意処分等に係る指導、あっせん及び手続き
管理業務	カ 道との協議、道への報告

## 3 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約の日から令和7年3月19日までとする。
- (3) 委託料 基本額と成功報酬額とし、基本額は予定価格の範囲内とする。  
成功報酬額は当該年度の回収額に2.5パーセントを乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。ただし、令和6年度の成功報酬額の上限は、932,000円（税別）とする。  
当該年度の回収額とは、委託債権のうち延滞分に係る元金及び利子並びに延滞違約金の合計額（担保物件売却額、破産清算による配当額等を含む。）とし、契約締結の日から令和7年3月31日までの間に、各債務者から金融機関に入金のあった金額とする。  
なお、本業務は令和6年第1回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。
- (4) 委託料の支払い 基本額は前金払及び精算払とする。  
成功報酬額は基本額の精算払に併せて支払うものとする。

## 4 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 法務大臣の許可を受けた債権回収会社であり、かつ、法務大臣から集金代行業務に係る兼業承認を受けていること。
- (9) 道内に本支店等を有すること。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1. 実施方針	① 会社の経営方針等
2. 実施手法	① 業務処理工程表
	② 回収目標額
	③ 債務者の所在確認や接触方法（訪問を基本とする。）
	④ 債務者とのトラブルへの対処方法
	⑤ 道との連携について
3. 実施体制	① 業務の実施体制
	② コンプライアンスの考え方
	③ クレーム処理の方法等
	④ 業務実態
4. 個人情報保護の取組状況	① 個人情報に関する各種認証の取得
	② 個人情報保護に関する取組体制
5. 取引の状況	① 会社全体の債権管理回収業等の受注実績
	② 上記①のうち高度化資金貸付金の受注実績
	③ 道内本支店等の債権管理回収業等の受注実績

6 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書

- (1) 提出書類 別紙様式1により作成の上、提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年3月22日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部地域経済局中小企業課高度化資金係

電話 011-204-5345

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

## 7 企画提案書

### (1) 提出書類

ア 別紙様式2（A4判）とする。

イ 企画提案書の提出部数は7部とする。

ウ 企画提案業者名の記載は1部のみとし、6部には企画提案業者名を記載しないこと。

(2) 提出期限 令和6年3月22日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所 〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部地域経済局中小企業課高度化資金係

電話 011-204-5345

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

### (5) 記載上の留意事項

#### ア 実施方針

##### (ア) 会社の経営方針等

- ・会社の経営方針や理念等を具体的に記載すること。
- ・債権管理回収業に対する基本的な方針や本業務における考え方、その周知状況を具体的に記載すること。

#### イ 実施手法

##### (ア) 業務処理工程表

主債務者、連帯保証人及び相続人等（以下「債務者」という。）の所在確認調査から未収金の回収までの実施方法及び工程等、業務全般の処理の流れや実施時期などを記載すること。

##### (イ) 回収目標額

当該年度の回収目標額及びその算出根拠を記載すること。

##### (ウ) 債務者の所在確認や接触方法

所在不明者の確認調査や接触方法等について、具体的な手法等を記載すること。  
（訪問を基本とする。）

##### (エ) 債務者とのトラブルへの対処方法

トラブルの未然防止の取組みや発生した際の対処方法等について、具体的に記載すること。（マニュアル等の整備や研修会の実施状況を含む。）

##### (オ) 道との連携について

管理回収業務を実施する上で、道との連携方法等について、具体的に記載すること。

#### ウ 実施体制

##### (ア) 業務の実施体制

業務の実施体制（責任者の設置、人員配置、担当者の経歴、組織図など）を記載すること。

##### (イ) コンプライアンスの考え方

会社としてのコンプライアンス体制、社員に対するコンプライアンスの意識付けの方法等について記載すること。

##### (ウ) クレーム処理の方法等

会社としてのクレーム処理の体制、対応マニュアル等の整備状況等を記載すること。

##### (エ) 業務実態

過去3カ年（令和3年4月1日から直近まで）における法務省からの業務改善命令の状況を記載し、その写しを添付すること。

#### エ 個人情報保護の取組状況

##### (ア) 個人情報に関する各種認証の取得

プライバシーの保護に関連する外部機関の認証資格の取得の有無を記載すること。

(例：J I Sの「プライバシーマーク」など)

(イ) 個人情報保護に関する取組体制

個人情報保護に関する取扱方針やマニュアル等の整備状況のほか、本業務における取組みの内容等について具体的に記載すること。

オ 取引の状況

(ア) 会社全体の債権管理回収業及び付随業務並びに兼業別の過去3カ年度における受注金額及び関連する情報(受注件数や債務者数等)を記載すること。なお、業務内容の分類は次により設定すること。

a 債権管理回収業及び付随業務

債権の内容や種類により適宜分類すること(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第2項及び第12条並びに同法施行令第4条)。

b 兼業

本業務との類似性の高い特定金銭債権以外の集金代行業のほか、法務省が定める債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の「2-4 兼業の承認申請」の分類を参考に債権管理回収業に関わりのある業務について適宜記載すること。

(イ) 高度化資金貸付金の受注実績

過去3カ年度における公的機関からの中小企業高度化資金貸付金受注金額及び関連する情報(受注件数や債務者数等)を記載すること。

(ウ) 道内本支店等の債権管理回収業及び付随業務並びに兼業別の過去3カ年度における受注金額及び関連する情報(受注件数や債務者数等)を記載すること。なお、業務内容の分類については、次により設定すること。

a 債権管理回収業及び付随業務

債権の内容や種類により適宜分類すること(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第2項及び第12条並びに同法施行令第4条)。

b 兼業

本業務との類似性の高い特定金銭債権以外の集金代行業のほか、ガイドラインの「2-4 兼業の承認申請」の分類を参考に債権管理回収業に関わりのある業務について適宜記載すること。

8 総合評価審査会(ヒアリング)の実施

(1) 参加者として選定した者から、総合評価審査会においてヒアリングを行う。

(2) 参加者が5者を超える場合は、書面審査によりヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。

(3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

(4) ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。

9 その他留意すべき事項

(1) 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書の提出、企画提案書の提出及びヒアリングに係る経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 提出された総合評価一般競争入札参加資格審査申請書及び企画提案書は返却せず、今回の事業者選定の目的以外の用途には使用しない。

(4) 企画提案書が期限までに提出されない場合は、企画提案の参加意思がないものとみなす。

(5) 企画提案審査は匿名で行い、別に指示する提案業者名を用いる。